

第136回山梨県都市計画審議会

会議録

山梨県都市計画審議会運営規程第15条の規定により次のとおり会議録を作成する。

1. 日時：平成22年1月21日（木） 午後1時30分 ～ 午後3時30分

2. 場所：ホテル談露館 「クリスタル」

3. 出席委員の氏名（敬称略）

(委員)	(1号委員)	山本賢治委員	
		西井和夫委員	
		埴原一也委員	
		柳田雅代委員	
	(2号委員)	皆川芳嗣委員	(代理 村松秀夫)
		神谷俊広委員	(代理 春原俊男)
		菊川滋委員	(代理 矢崎剛吉)
		石島英次委員	(代理 中田哲夫)
	(3号委員)	田中久雄委員	
	(4号委員)	深沢登志夫委員	
		中村正則委員	
		渡辺亘人委員	
		金丸直道委員	
	(5号委員)	郷田和美委員	
	(専門委員)	古屋一栄委員	(代理 窪田弘一)

(事務局)	(都市計画課)	課長	河西 秀樹
		まちづくり推進企画監	市川 成人
		課長補佐	山下 雄康
		課長補佐	樋口 有恒
		課長補佐	望月 一良
		副主査	奥山 徹
		技師	弾塚 崇
		主事	横森 浩誌

4. 傍聴者等の数 4人

5. 会議次第

- (1) 開会
- (2) 議事
- (3) 閉会

6. 審議案件

1. 富士北麓都市計画道路の変更（新屋西吉田線）について（山梨県決定）
2. 景観法第9条第2項の規定に基づく意見聴取（山中湖村景観計画）について
3. （仮称）山梨県都市計画マスタープラン（素案）について

7. 議事の概要

別紙会議録による。

第136回山梨県都市計画審議会 会議録

- 司 会 本日は大変お忙しい中、山梨県都市計画審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから、第136回山梨県都市計画審議会を開催させていただきます。開催にあたりまして、本審議会の成立につきましてご報告申し上げます。現在、14名の委員の方にご出席いただいておりますので、定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。
- それでは、会長、よろしく願いいたします。
- 議 長 本日はご多忙のところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。
- 本日でございますけれども、いわゆる法定審議案件は1件でございます。その後、山中湖村が策定している景観計画につきまして、委員の皆様のご意見を聞かせていただきます。最後に本都計審の専門部会である都市計画マスタープラン委員会の意見を聞きながら、県が策定している山梨県都市計画区域マスタープラン（素案）について報告があるようですので、よろしく願いします。
- また、会議録署名委員を2名の方、A委員、B委員、よろしく願いします。
- では、これより審議に入ります。事務局議案の説明をお願いします。
- 事務局 〈第1号議案説明〉
- 議 長 ただいまの議案について、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
- はい、C委員お願いします。
- C委員 確認ですが、延長距離が80メートルほど変更されているのですが、それについて説明をお願いします。
- 事務局 図面の右の端が富士吉田市と山中湖村の市町村境になります。今まではここまでが都市計画決定されておりました。今回終点を80メートルほど手前の明見東通り、地元では通称鐘山通りと呼ばれていますが、この道路との交差点までバックさせたというわけです。国道138号の富士吉田市を過ぎて山中湖村に入るこのエリアは、昔の鎌倉往還からの富士山の眺めを保存していきたいということで特別名称富士山に指定されています。したがって文化庁等との協議の中でこのエリアの拡幅が非常に困難な状況であることがわかりました。また、今回の都市計画の変更でこれまでどおり市町村界まで計画を引っ張ってしまうと、それから先の道路拡幅の必要が出たときに動きようがなくなってしまうので、80メートル手前の交差点で留めておくことにより、今後山中湖村へ向かっていく方面の改良計画の必要性が生じたときに自由度が保てるように終点を下げさせていただいたというのが実状になります。
- C委員 もう一つよろしいでしょうか。別のことですが、交通圏のところに関係すると思います。それは、例えば24メートルに拡幅された場合に文化景観や地域経済とか周辺環境との話で、一般部で路肩と歩道部分について、24メートルの中には車の対面の2車線以外に沿道部分の路肩や歩道部分が確保されています。したがって、そのあたりをどのような歩道の形や設計にするのか、地域の人たちに受け入れていただけるように検討していただければと思います。これはコメントです。
- 事務局 わかりました。
- 議長 そのほか、ありませんか。
- D委員 5ページの都市計画決定された経緯の概要で、今日の審議会の後、国土交通大臣の同意と都市計画決定の告示ということになってはいますが、このおおむねの日程とその後のスケジュールは、例えば道路工事にかかる時間や仕上がるにはどれくらいの費用

がかかるのかまだわからないのかもしれませんが、その辺りを疑問に思いましたのでお答え頂ければと思います。

議長 事務局で分かる範囲でお願いします。

事務局 今日の都市計画審議会でご意見をいただいた場合に、国との同意協議についても1ヶ月くらいかかりますので、来月に国との同意協議を行いまして、今年度中には都市計画決定をするという目標は持っております。今委員からご意見のありました事業化につきまして、ここは国直轄の国道の区間になっており、事業主体としては国土交通省に事業をしていただくかたちになっておりますので、市と県から早期に事業化をして頂けるようお願いしているところでございます。

事業費につきましては、申し訳ありませんが、今のところ把握しておりません。

議長 D委員よろしいでしょうか。そのほかに、いかがでしょうか。
それではそのほかに質問、ご意見ございませんようですから、第1号議案について、原案とおり都市計画を決定することについて同意と言うことでよろしいでしょうか。

委員一同 異議無し。

事務局 〈第2号議案説明〉

議長 以上の説明について質問、ご意見はございませんでしょうか。
要は、今までの自然公園法などいろいろな法律を、景観の観点からまとめて計画を立てる。個々の色彩等について、上乘せの基準を設けたと言う感じでよろしいですか。

事務局 はい、そのようになります。

議長 質問や意見はどうでしょうか。無ければ、特に意見無しとしますが、それでよろしいでしょうか。

委員一同 異議無し。

議長 それでは、特に意見無しということにします。
次に3号議案について、本審議会の専門部会である都市計画区域マスタープラン委員会の意見を聞きながら、県が策定しております「山梨県都市計画マスタープラン(素案)」について報告があるようです。事務局、お願いします。

事務局 〈第3号議案説明〉

議長 ただ今の事務局の説明について、質問やご意見等はいかがでしょう。
手順としては、この内容について今後住民意見交換会を行う、そして3月にこの審議会を開いてそこで決定ということですか。

事務局 3月の時は区域マスの策定方針ということで答申をいただく予定とさせていただきます。ある程度同じ内容になるかとは思いますが、流れはそのようになります。

議長 今は県マスということですが、最終的には区域マスタープランの策定方針になるということですね。

事務局 はい。

議長 よろしいでしょうか。それでは以上で議事を終了させていただきます。

司会

ありがとうございました。以上で議事を終了させていただきます。そのほかに何かありますでしょうか。

無いようですので、以上をもちまして本日の審議会を終了させていただきます。

なお、次回の審議会につきましては、年度末になりますが3月26日（金）に開催させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は、ご出席ありがとうございました。